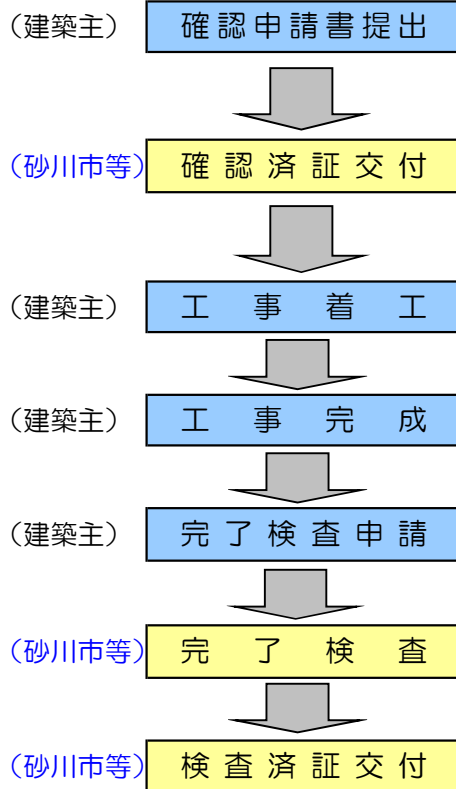


まちなか住まい等（住宅建設又は購入）補助金

【新築住宅の場合】

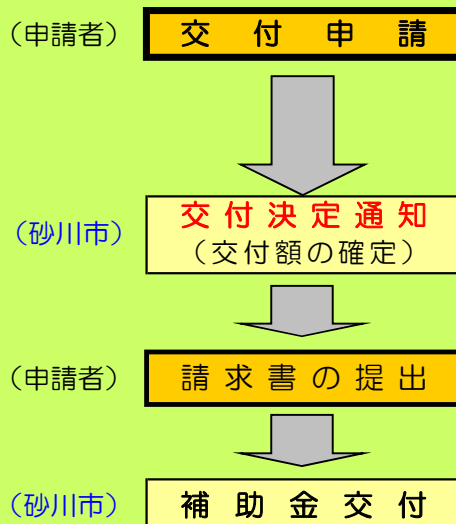
住宅の建設又は購入後に同一敷地内に10㎡を超える車庫等を建てる場合は、建築基準法に基づく手続き（建築確認）を行う必要がありますので、忘れずに手続きを行ってください。

《 手続きの流れ 》



《 提出書類等 》

- 建築基準法の規定による申請
- 建築主又は建築主から委任を受けた者が提出
- 建築基準法の規定による交付
- 建築主から建築主から委任を受けた者が受領
- 建築基準法の規定による完了検査申請
- 建築主又は建築主から委任を受けた者が提出
- 建築基準法の規定による検査
- 建築基準法の規定による交付
- 建築主又は建築主から委任を受けた者が受領



- 交付申請書（別記第1号様式）
- 工事請負契約書の写し
- 建物の登記事項証明書（全部事項証明書）又はその写し
- 建物の外観写真（2面以上）

※ 砂川市が申請者に通知します(郵送等)

- 請求書（別記第5号様式）
- 郵送又は持参して下さい

※ 請求書を受領後、1ヶ月程度で申請者が指定する金融機関の口座に振込みます
(振込通知はいたしません)